○財務省令第三十四号

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の一部及び元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「第百四条の四第五項」の下に「（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

一　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の十二第四項第六号

二　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十六条の四第二項第一号ホ

三　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）第四条第二項第六号

（所得税法施行規則及び消費税法施行規則の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「取消し」の下に「（同法第百五条第二項（免許の失効）において準用する場合を含む。）」を加える。

一　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第七条第二項第六号

二　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第十五条の四第一項第一号ヘ

（消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項から第四項までの規定中「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第四条中「三十一年施行日」を「元年施行日」に改める。

第五条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第九条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日から平成三十三年九月三十日まで」を「令和二年四月一日から令和三年九月三十日まで」に改め、同条第三項中「平成三十二年四月一日から平成三十五年九月三十日まで」を「令和二年四月一日から令和五年九月三十日まで」に改める。

附則第十条から第十二条までの規定中「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

第六条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第二号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第三号中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日から平成三十三年九月三十日まで」を「令和二年四月一日から令和三年九月三十日まで」に改める。

附則第三条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第四条中「三十五年消費税法」を「五年消費税法」に改める。

（消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一号中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第二号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附　則

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

○経済産業省令第四十六号

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）を実施するため、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

経済産業大臣　梶山　弘志

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（重油規格）	（重油規格）
第三十二条　（略）	第三十二条　（略）
一　硫黄分が〇・五質量百分率以下であること。	一　硫黄分が三・五質量百分率以下であること。
二　（略）	二　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（重油規格の特則）	
第三十二条の二　重油販売業者、重油生産業者、重油輸入業者又は法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者（以下「重油加工業者」という。）が、重油を燃料とする船舶であつて次のいずれかの書面又はその写しにより海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下この条において「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の二十一第二項に規定する硫黄酸化物放出低減装置を設置していることが認められた船舶の燃料として重油を販売又は使用しようとする場合における重油規格につ	［新設］